

入札監理小委員会
第674回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第674回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和4年10月18日（火）15：47～16：32

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 実施要項（案）の審議
○医師国家試験事業外11試験事業（厚生労働省）
3. 閉会

<出席者>

古笛主査、石田副主査、辻副主査、石村専門委員、稲生専門委員、小松専門委員、
清水専門委員

（厚生労働省）

佐野室長補佐、星室長補佐

（事務局）

岡本事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、ただいまから第674回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、医師国家試験事業外11試験事業の実施要項（案）につきまして、厚生労働省大臣官房地方課、佐野室長補佐から御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。それでは、お願いいたします。

○佐野室長補佐 厚生労働省の地方厚生局管理室、佐野でございます。本日よろしくお願ひいたします。

まず、私のほうから事業概要を簡単に御説明させていただきます。その後、主な実施要項の変更点のポイントを、続けて医政局の星補佐のほうから説明させていただきます。よろしくお願ひします。

まず、本事業は、国民の生命・健康を守ることを責務とする職種でございます、医療関係の職種の国家試験事務・事業を一体的に実施するというものでございます。全国で約15万人、16万人ぐらいの受験者がおります、非常に規模の大きい事業でございます。

主な事業の概要を、資料A-3で御説明させていただきます。中ほどにあります、全12種国家試験となっておりますが、平成23年度から実施させていただいております。第1期は、この①の診療放射線技師試験、ほか計6種の試験をさせていただきまして、平成29年度からは、加えて⑦の医師国家試験から⑫の薬剤師国家試験まで、12種の国家試験をまとめて、その業務をさせていただいております。

主な事業の内容としましては、この資料の右側でございます、対象となる業務内容、会場確保、願書配布・受付、受験票の送付などの管理業務でございます。今年の6月の委員会におきまして、令和2年度から4年度の第4期の評価をいただきました。第3期に続きまして、試験そのものの中止はなくて、おおむね成立していた状況ではありましたが、そのサービスの質の確保の点で幾つか改善点が認められたということで、終了プロセスにおける、基準の一部を満たすことができなかったということで、引き続き市場化テストを継続するという御議論、御審議をいただいたところでございます。

今後、厚労省としまして、これまでの事案ですとか、こちらの知見を踏まえた積極的な関与をすることで、事業者のほうから計画の進捗報告や、問題点についての情報交換や打合せを行わせてもらって、より円滑な事務事業の実施のための創意と工夫を促して、事業の質の継続的な向上を図るといった内容で実施させていただきたいと思っております、今回、いろいろ変更点盛り込ませていただきました。

具体的な変更内容につきまして、医政局から説明させていただきます。よろしくお願ひ

します。

○星室長補佐 厚生労働省試験免許室の星でございます。引き続き、変更点の主なポイントを御説明いたします。

資料A-2「医師国家試験事業外1 1 試験事業 民間競争入札実施要項（案）」を御覧いただければと思います。

今回の実施要項（案）の作成に当たりましては、第3期、第4期と2期連続で事業の質の確保に課題が見受けられたため、事業の質の確保を優先した改善が必要であること、また、問題となる事案が引き続き見受けられておりますので、これまでの対応は対症療法の感が否めないということから、根本的な解決策が必要であると考えられるということ踏まえて検討いたしております。

まず、資料の5ページ中ほどでございますが、厚生労働省からの無償貸与物件に業務参考事例集を追加しています。こちらは、これまで実施した事業において蓄積されたインシデントの事例等を事前に事業者提供することで、それらの事例等への対策を技術提案書の内容に反映させることができるようにし、事故の未然防止を図るものでございます。なお、前回のこちらの会議での、たしか辻副主査の御指摘を取り入れさせていただいたものになります。

同じく、5ページの下のほうでございますが、業務の引継ぎについて、前の事業者が引継ぎを行うための書面を厚生労働省と調整すること、また、必要に応じて厚生労働省が引継ぎに必要な資料等を前の事業者に求めることを追加しています。こちらは、厚生労働省が業務の引継ぎへ積極的に関与することで、次期事業者への適切かつ確実な引継ぎを行うことができるようにするものでございます。なお、記載に当たりましては、計量士国家試験事業の実施要項を参考とさせていただいたものでございます。

続いて、7ページの中ほどでございますが、事故等が発生した場合は、関連するマニュアル等に従って、迅速に対応し、厚生労働省に報告すること、また、事故等発生後、速やかに厚生労働省に連絡して指示を仰ぐことを追加しています。こちらは、過去に不測の事態が生じた場合に、厚生労働省への適切な対応・報告を行わなかったがためにトラブルに発展した事案が生じたことがございますので、そのようなことが起こらないようにするものでございます。

次に、9ページの中ほどから10ページにかけてでございますが、受験資格に係る証明書の添付漏れ・内容に問題がないか等を審査すること、希望する受験地と異なる都道府県

で受験する受験者が発生する場合には、厚生労働省と協議すること、試験会場の変更が生じることのないよう、収容可能数等は入念に確認すること等を追加しております。こちらは、過去に生じたインシデントを踏まえたものでございます。

続いて、11ページの下のほう及び12ページの上のほうでございますが、試験の実施体制として、受験者200名当たり本部員1名という規定を追加し、会場責任者に事業者の社員を充てることを盛り込んでおります。こちらは、実施体制の強化、会場責任者等の総合的な質の確保を図る目的のものでございます。

続きまして、12ページの中ほどでございますが、試験運営マニュアルの内容については、異なる職種についても、できるだけ共通化を図ることを追加しております。こちらは、12職種の試験の試験運営マニュアルを可能な限り共通化することによって、試験運営における負担を軽減し、ミスの防止を図るためのものでございます。

同じく12ページの下のほうでございますが、会場責任者等に対し、事前のオリエンテーション等でマニュアルの徹底を図ることとなっておりますが、会場責任者の経験等によって区分して開催することなども考慮することを追加しております。こちらは、教育体制の強化を図るものでございます。なお、情報処理技術者試験事業を参考として記載させていただいております。

続いて17ページの中ほどでございますが、事業の実施に当たり民間事業者は、事業の課題を改善するための計画を創意と工夫を反映して作成し、その計画を実施し、実施により課題が改善されたかどうかを確認し、新たな課題を盛り込んで計画をさらに良いものへと改善させるという取組を継続的に進めることにより、事業の質を継続的に向上させることを目指すこと。なお、この過程には厚生労働省も積極的に関与することとする旨を追加し、佐野のほうからもお話しいたしましたが、事業の質を継続的に向上させる仕組みを盛り込んだものでございます。

また、29ページの下のほうにも、この計画の実施状況等について、3か月ごとに報告することを追加しております。

続いて、27ページ及び28ページでございますが、技術評価点に関しまして、厚生労働省の通知に基づいて、ワーク・ライフ・バランスや賃上げの実施を表明した企業等についての規定を追加しております。

具体的な変更点の主なものといたしましては、以上でございます。

続きまして、パブリックコメントの回答及び対応でございます。

資料A-6、「医師国家試験事業外11試験事業 民間競争入札実施要項（案）」に対する意見募集への回答及び対応を御覧ください。

主なものとして、一番左の項の6番及び8番と7番について御説明いたします。

まず、6番及び8番でございますが、事業者の立場からすると、実施要項の記載が事業者に過大な負担を強いるものではないかという御趣旨の御意見かと思えます。これらにつきましては、御趣旨を踏まえまして、文言の修正を行いたいと思えます。

それから、7番でございますが、こちらにも事業者の立場からサーモグラフィカメラによる検温につきまして、1か所当たりの必要人数を明記していただきたいとのことでしたので、1台当たり約2名の人員を配置することを追記しております。

ほかにも何点かございましたが、いわゆる「てにをは」ですとか、文言統一の御要望や御質問のようなものでしたので、必要に応じて適宜修正や御回答をさせていただいております。

以上が厚生労働省からの御説明になります。よろしく御願いたします。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、委員の方々、何か御質問、確認すべき点がございましたら、御発言をお願いいたします。小松委員、お願いいたします。

○小松専門委員 質問ですけれども、試験の運営マニュアルという言葉が出てきたんですが、これは業者で作成するという事になっているんでしょうか。それとも、厚労省で用意されているのか、教えていただければと思います。

○星室長補佐 ありがとうございます。厚生労働省では、試験実施細則というマニュアルの基になるようなものを作成して業者に提供しておりまして、それに基づいて業者がマニュアルを作成するという事になってございます。

○小松専門委員 共通化を図れというふうに書いておられますが、逆に言えば今までばらばらだったということになるのでしょうか。

○星室長補佐 いえ、そこはたしか6月のときにもお話がございましたが、ある程度合わせてはきておりますが、さらに、よりミスが少なくなるように、共通化できる部分は共通化していきたいという趣旨でございます。

○小松専門委員 問題は、どうやってミスを防止するかという話だろうと思うんですね。精神論でミスをなくしてくださいというのは簡単ですけど、具体的に、ではどうすればなくなるかという検討を業者に任せてしまうという手もありますし、厚労省のほうである

程度過去の経験を踏まえて、マニュアルをむしろ厚労省で用意して、業者に使わせるという手もあるかと思うんです。

私が大学にいたときの経験で言うと、入試の共通テストはセンターから詳細なマニュアルが全試験監督員に配られて、しかもその講習みたいなものを受けろというふうに言われて、全国的に徹底してそういうことをやらされた記憶があります。

ですから、本当に徹底するのであれば、センター試験のやり方を参考にされて、厚労省のほうでかなり積極的に関与されるということもあるのかなという気はしているんですが、その辺が少し曖昧なような気がします。どこまで業者に任せていいのかというのはなかなか難しいし、業者の質に影響されるところがあるので、できれば厚労省のほうでかなり積極的にマニュアルなんかも準備されて、このとおりにやってくださいと言うほうが、業者としては分かりやすいという気はします。御参考までに、意見です。

○星室長補佐 ありがとうございます。

○事務局 そのほか。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

まず、資料A-4を拝見しますと、前回の応札者が2名しかいらっしゃらなかったようでございます。なるだけ多くの方に安心して手を挙げていただきたいという趣旨でございますけれども、恐らく、このクオリティーを高めてもらいたいという要請をする場合に、過去どんな問題があってクオリティーが低いと感じられているのか、それから、そのクオリティーをどうすれば高められるのかという手がかりがあったほうが、手を挙げやすいかと存じます。

それで、資料A-2の5ページ目でございます。こちらの真ん中あたり、厚生労働省からの無償貸与物件として業務参考事例集というものを作っていただいて配付していただけたとのことで、大変ありがとうございました。念のためなんですけれども、この業務参考事例集と書かれた冊子ですね、これの内容について、できればより具体的に、どういう内容を想定して作られる予定なのか教えていただけますでしょうか。

○星室長補佐 ありがとうございます。委員の御指摘を踏まえてこちら盛り込ませていただいたものでございますが、委員がおっしゃっておられますように、過去にどういった事故、インシデントがあったかというものを、業者に無償貸与するものですので、ある程度概要は分かりつつも、あまり機微な部分などが出ないような形でお示しできればと思っております。抽象的な回答で申し訳ありませんが、そういう形で考えてございます。

○辻副主査 あくまで御提案でございますけれども、例えば、まず事故の概要ですね。事故の内容、それから、厚生労働省が恐らくなさったであろう、事故の原因の分析、そのあとに、多分もう1つ必要なのは、限られたコストの中でそのクオリティを最大限に高めるためには、優先順位をつける必要があるかと存じます。

そうすると、恐らくいろいろな過去の具体的なインシデントのケースがあって、それぞれについて、もちろんそのインシデントは全て、1個も許さずゼロにするのが理想的だとは思いますが、もし可能であれば、その各インシデントをそれぞれカテゴライズして、絶対に避けてもらいたいインシデント、できれば避けたいんですけども幾らかであれば許容できるインシデントという具合に、幾らかその各インシデントをカテゴライズするとかそういうことは可能でございますでしょうか。

○星室長補佐 ありがとうございます。確かにおっしゃるとおりかと思えます。委員がおっしゃるのはその優先順位をつけるということだと思いますので、そういう形で用意したいと思えます。ありがとうございました。

○辻副主査 ありがとうございます。それで、もし可能であれば、この新しく手を挙げる方々が安心できるように、この業務参考事例集の見本といいますか、架空事例でも構いません、何かこういうものが配られますよというのを、見本のようなイメージで実施要項の別紙とかに添付していただくことは可能でしょうか。

○星室長補佐 委員がおっしゃられることも分かりますが、実施要項そのものにつけると皆さんに配付されてしまうということもございますので、技術提案書を作成する段階で、必要な場合に、希望した方という形で考えておりますが、そういう形でよろしいでしょうか。

○辻副主査 できれば機微情報を含まないようなもの、ケースがあればいいかなとは思ったのですが、可能な範囲でつけていただければと思いました。ありがとうございます。

以上でございます。

○星室長補佐 ありがとうございます。

○事務局 そのほかにもございますか。石田委員、お願いいたします。

○石田副主査 そもそも何を伺いたいんですが、6あった試験を12試験の運営を一つの主体にさせることによって、その習熟度など規模の利益みたいな点のメリットというのはあったんでしょうか。

○星室長補佐 御質問いただきありがとうございます。6試験から12試験になったときに、業者も変わっているということもございまして、なかなか難しいと思います。何をもち習熟度ををはかるかということかとは思いますが。

○石田副主査 例えば、資料A-2の65ページに電話受付窓口というものの件数がありますが、これは一つのセンターで同じ時期に受けるのでしょうか。それとも、別々の、医師なら医師というところの窓口の電話番号は違う、ということなのでしょうか。

6が12になったけれども、例えば電話をコールセンターで受ける人が、パソコンなり何なりを見て、医師の試験だったら、じゃあこういう形で答えて、薬剤師の試験の問合せだったらこう答えるという形で、そうすればその集約化というか、規模の利益があるかなと思ったのですが、そういう理解でいいですか。

○佐野室長補佐 佐野でございます。委員のおっしゃるとおりでございまして、受託事業者のほうで一括してコールセンターを設けておりまして、そこで統一の電話番号を設けておりますので、そちらに全てかかってくるんですけども、答え方もマニュアル、その12職種でかなり共通化してつくっておりますので、そういう意味では、規模のメリット、習熟度が上がっているということは十分言えると思います。

○石田副主査 分かりました。

令和2年度から令和4年度は結局コロナ対応で、実際の契約額の倍ぐらいの、3年間で54億ぐらいかかっていますよね。単年度で25億円ぐらい。この経費は、受験料でペイしているのでしょうか。それとも、持ち出しなんですか。もちろん、試験の作成などもありますし、受験料ではペイしない感じでしょうか。当事業のほかにも試験問題を作成する先生の謝金、試験問題の印刷、その配送もあるので、トータルでみると全然ペイしない事業なんではないでしょうか。

○星室長補佐 コロナ対応をしつつ国家試験を実施するということですが、受験手数料の値上げはしておりませんので、国の予算のほうを持ち出しになっているような形でございます。

○石田副主査 分かりました。

前回の入札のときに、業者が概算要求額を見て、大体予定価格がこれぐらいなんだなって分かって、コストの積み上げじゃなくてその価格で入れてきたというようなお話伺ったんですが、それは仕方ないことなんですか。

○佐野室長補佐 佐野でございます。事業者のほうも、いろいろと情報収集もしています

し、どういうふうに予算を立てるかというのは各事業者それぞれであると思いますが、一つの目安としてやはり、公開されている予算額を参考にしている面もあると思います。もちろん、それでとても採算が取れないという事業者が、もしあればそこはまた対応が違ってくるとは思いますが、基本的にそれはなかなか否定できないことだと思います。

○石田副主査 それで、事業者が、これはほかにも応札しそうな人がいると思うと、下げてくるということですかね。

○佐野室長補佐 そう理解しております。

○石田副主査 分かりました。ありがとうございました。

○事務局 稲生委員、お願いいたします。

○稲生専門委員 2つほどありまして、実施要項11ページの、先ほど御説明のあった修正点、下のほうのホのa)の、受験者200名当たり本部員1名ということなんですが、ここはどういう発想だったのかなということなんですけれども。

ミスを防止するために監督を増やすとかというんだったら現場でのミスを減らしたりすることができるのかと思ったんですが、この200名当たり本部員1名の本部員の仕事は何をするのかということについて、実施要項には書いていないため、これをまずお聞きしたいのが1点。

それから、その200名あたり1名という根拠も教えてください。ちなみに、一番多数の受験者になるのは、6ページによると看護師の試験ですよ。6万7,000人いる。これを200で割ると、本部員だけで350人いて、どこに詰めるのだらうと考えてしまうのですが。そういうこともありまして、本部員が一体何をするのか。受験生200名に対して1名というのは一体どういうスペックなのかということを知りたいのがまず1点目です。

次に、2点目ですけれども、入札参加資格ですから、22ページ、23ページのところになりますけれども、上のほうで、⑭で御説明あったと思うんですが、過去に同規模以上の類似業務の実績を有していること、について、これは確認だけなんですけれども、さっき申し上げた、受験者の数で見ると、総計は15万人ぐらいになると思うんですけれども、一番大きいところで看護師試験の6万7,000人ぐらいですね。そうすると、この同規模以上の類似業務というのは、延べの15万人ベースを見ているのか、看護師試験ぐらいのほうを見ているのか。あるいは、そうではなくて、もっと平均でならして、15万をこの全部の12職種で割った、1万4,500人というところで見ているか。要するに、この類

似業務の規模ですが、どの数字なのかということ、これをある程度明示して、何人程度ぐらいは書いておかないと、種類が多いだけに分かりにくいかなと思った次第です。

以上でございます。

○星室長補佐 ありがとうございます。まず、1点目について星のほうから御説明させていただきます。

本部員の役割といたしましては、会場にはもともと会場責任者、副責任者、試験室のほうに主任監督員と監督員を置いているという中で、そのつなぎ役をするのが本部員ということ、また、受験者の誘導など、試験室にはいないが受験者の対応をするという役割を考えてございます。

200名に対して1名の根拠ということでございますが、ここは業者とも相談した上で、この程度だろうということで書かせていただいております。

1点目は以上でございます。

○稲生専門委員 ちなみにですが、増加予定、とありますから、今までは、例えば300名に本部員1名とか、300人に5人とか、今までは何人ぐらいに対して1名配置されたのでしょうか。

○星室長補佐 今まではこのことを書いていなかったという状況でございます。

○稲生専門委員 なるほど。

○星室長補佐 実態としては、業者が、ある程度こういう役割の方を置いていまして、その人数も勘案して、今回200名当たり本部員1名ということで書かせていただいたというものでございます。

○稲生専門委員 分かりました。これ、相当詰めておかないと、かなりコストにも影響するし、入札にも影響しますよね。分かりました。じゃあ、その結果が200名当たり本部員1名ということなんですね。

○星室長補佐 さようでございます。

○稲生専門委員 それから、本部員の業務については、どこに書いてあるのでしょうか。会場責任者、会場副責任者は書かなくても分かると思います。監督も分かると思いますが、本部員の業務については、今回新たに加わったとすれば、やはり明確に規定して、連絡役だとか緊急対応だとか、書いていないと、それに合ったような人を民間のほうで用意してくださらないと思います。単なる入り口の誘導員と、マニュアルもちゃんと読み込んで緊急対応ができる人として200名に対して1名配置された者とは、全然違うと思います。

このため、この点についてはどこに書いてあるのか知りたいのです。

○星室長補佐 今回の実施要項中には記載しておりませんので、検討させていただきたいと思えます。

○稲生専門委員 そうですね。それはある程度、具体的にしたほうが、重要な業務になるがゆえに書き出したほうがいいかなと思っておりますので、事務局とも御検討して、調整していただければと思えます。

○星室長補佐 ありがとうございます。

○佐野室長補佐 佐野でございます。2点目の、「過去に同規模以上の類似業務の実績を有していること」の記載の点につきまして、お答えさせていただきます。

こちらの文言、定型文言でございまして、過去に厚労省のインシデントもございました関係で、大臣官房会計課で規定を作成しているのですけれども、その応札要件の一つに、「過去に同規模以上の類似業務の実績を有していること」というのを要件として加えさせていただいていて、基本的に全ての契約業務でこのような文言が入っております。

今回の点につきましても、一つの目安は、例えば、受験者数で考えることもできますし、すぐには思いつかないですけども、ほかにも様々な要素で検討もできるかと思っております。

○稲生専門委員 要は、同規模といったときに、そのようなところはないかもしれませんが、おしなべて15万人、年間で入試業務を担当したというか、そういう試験業務みたいなのをやったことがあるというふうに捉えられてしまうと、要は参入障壁になってしまっていて、今まで複数応札だったものが応札者が減ってくるかなという感じもしたものですから、ある程度具体的にできるなら、と思ったのですが、それはお任せします。検討されるのであれば検討いただいたほうがいいと思えます。特に今回、12職種の試験をやっていただくわけですから、同規模といっても非常にブロードに捉えてしまう可能性が出てくるわけでございます。確かに人数要件だけではないのかもしれませんが、これ以上はコメントを控えますけれども、若干分りにくいかなという気がしました。

○佐野室長補佐 ありがとうございます。

○事務局 石村委員、お願いいたします。

○石村専門委員 私から1点だけ、質問というよりは確認ですけど、今回、2期連続で質の確保に問題、課題があるから事業の質の確保を優先した改善が必要であるということで、それに合わせた形で競争参加資格が「A」、「B」、「C」等級から「A」等級に限られたと。

ということは、競争性の確保というのは難しくなっているということでもあるので、確認させてもらいたいのが、平成23年度以降、2者、2つの事業者が実施事業者として担当、実施していますが、その2者は「A」等級なんですよ。

というのは、どちらか一つが「B」等級に落ちたら、一者応札になる可能性が出てくるんじゃないかなとも思いましたので。いちおう、過去の実績から2者とも「A」等級だということ間違いはないですか。

○佐野室長補佐 それは「A」等級でございます。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。1点だけお願いいたします。資料A-2、実施要項でございます。こちらの26ページ目でございます。下のほう、a)の実施体制という部分に、民間事業者の「社員」という文言が使われております。恐らく「社員」というのは、細かいのですが、法律用語では、会社の「出資者」になってしまうのですが、ここでは、従業員を指していて、かつ、恐らくそれは、いわゆる期間の定めのないフルタイムの正規の雇用者を指しているのかなと推測はするんですけども、できればこの部分、厚労省のお考えになっている内容を、具体的に記載するよう御検討いただければと思いました。

以上でございます。

○星室長補佐 ありがとうございます。検討させていただきます。

○事務局 この「社員」という文言を変えるという方向で、もう一度見直すということでもよろしいでしょうか。

○星室長補佐 その方向で検討させていただきます。

○事務局 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

そのほかにもございますでしょうか。

ないようでしたら、今までの議論、少し整理をさせていただいてもよろしいでしょうか。

小松委員のほうから、マニュアルはできるだけ厚労省の方がつくったほうがよいのではないかなというようなお話がございました。これは御意見ということでもよろしいでしょうか。

○小松専門委員 はい、意見ということで申し上げます。これからつくるというのは結構大変だと思うのでそこまでは求めませんが、そのほうがよろしかろうということ。

それともう一点、質を評価するときの基準を明らかにされたほうがいいと思います。何らかの形で。どういうインシデントがあったら駄目だよということを、何か文言としてま

とめておかれるとよろしいかなという気はします。

○事務局 それは、あまりに輕易なとか小さいところのミスでもあったら一発アウト、ではなくてという意味で、軽重をつけて基準を定めるということでございましょうか。

○小松専門委員 それがあったほうがよろしいかと思います。

○事務局 厚労省としてはどうでしょうか。実施要項のほうに書ける、もしくはマニュアルか何かで反映させる、あるいは、細則などでおつくりになられるか、もしくは、何か基準をお持ちでございませうか。

○星室長補佐 それを定量的に示すのはなかなか難しいかなと思います。書くのであれば、事業者の評価になりますので、実施要項に書くしかないのかなと思っておりますが、すぐにそれが検討できるかどうか、ちょっと難しいかなと思っております。

○小松専門委員 小松です。割り込みますけど。

○事務局 小松委員。

○小松専門委員 例えば受験生が不利益を被って受験ができなかった場合がないこととか、その程度の話でよろしいかと思うんですよ。例えば書類のチェックミスとかで手直しとかいうのは、オーケーと言っては変ですけども、多少は許容してもいいと。要は、ちゃんと回復されて受験生に不利にならないようなものはあまりおとがめはしない。だけど、受験生そのものに直接不利益が被るような場合は駄目ですよという、何かそんな程度の書き方で私はよろしいかとは思っています。

そうしないと、ちょっとしたミスでもあるともう駄目というふうに言われてしまうと、これは大変なことになるので、本当に困ることはこういうことなので、これだけはやめてください、それがあると一発アウトです、というところを押さえていただければよろしいんじゃないかなという気がします。

実際、そういうことが起きることはめったにないので、大丈夫だとは思いますが、いちおう、厚労省としても、求める数字はこの辺まではきちっとやってくれということを相手に伝えていただくということがあっていいかなと思います。

今のままだと、何があっても全部駄目みたいな話に取られかねないので、そこは厳し過ぎるような気もしないでもないです。今後もし思い浮かばないとおっしゃるのであれば致し方ないですけども、大抵の実施要項には書いてありますよ。こういう場合は駄目ですよとか、質の評価の基準というのは書かれているところが大半だという記憶がありますので、何らかの形で対応していただけるといいかなとは思っています。

○星室長補佐 分かりました。検討させていただきます。ありがとうございます。

○事務局 それから、辻委員のほうからございました、インシデントというか、教訓の冊子の見本みたいなのをつけられないかという御提案がありましたが、具体的な内容を不特定多数の方に示すことになるので、というお話もありましたが、事例として示すのであれば問題がないかなというところもございますが、厚労省としては、どうでしょうか。見本という形で、架空の事例などでもいいかと思うのですが。項目としては、事故の内容、原因の分析、重要度でカテゴライズしたものという形で見本をつけることは可能でしょうか。

○星室長補佐 そこは、具体性をできるだけ抽象化して見本のようなものを示すということができないか、ちょっと検討させていただければと思います。

○事務局 小松委員、今の件についていかがでしょうか。

○小松専門委員 私の言っていることと少し関係すると思うのですが、事故の例で、こういう事故があっては困るというのを例として、あまり細かくは書かなくてもいいかと思いますが、こういうのは困りますというのを例示していただいて、こういう事故のないようにしてくださいというような形で、質の評価の基準みたいなものも考えるということはあると思います。どういう書き方をされるかは厚労省のお考えだと思んですけども、そういう扱いでやれば、私の言っている話とも少し関連が出てくるかなというふうに思いましたので、意見を述べさせていただきました。

○事務局 ありがとうございます。評価の基準とも併せて、どういった形でお示しできるかというのを、御検討いただければと思っております。

○星室長補佐 承知しました。検討させていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

稲生委員からございました、本部員1名の増加に関わるところでございまして、どういった役割をするのかを具体的に、ということでございましたので、こちらは実施要項のほうに反映をさせていただければと思います。

○稲生専門委員 お願いします。難しいところですね。あまり書き込むと創意工夫がなくなってしまうのかもしれないですが、例えば、どことどこかの連絡など、どこまで書き込むかはあるのですが、ただイメージが全くできないのは問題かなという感じもしておりますので、事務局とも調整しながら文言を決めていただければと思います。

○事務局 ありがとうございます。

それと、23ページに、要件として、同規模以上の類似業務の実績があることという部

分の、「同規模」について、厚労省の中で定型になっているという説明もございましたが、この事業は規模が大きいということもありますので、十数万人の規模じゃないと駄目となると参入障壁にもなりかねないというところもございます。もし可能でしたら、会計課とも御相談をして、何らかのもう少し絞った形の基準というのが御検討いただけるようであれば、そのほうがいいと思っているんですけども、いかがでしょうか。

○佐野室長補佐 会計部局と相談させていただきたいと思います。省内の統一的な対応なので、どうなるか分からないのですが、早めに相談します。

○事務局 よろしくお願いいたします。

以上、厚労省に作業をお願いするという形での御意見等は以上だったと思うんですけど、漏れているものとかございますでしょうか。

○星室長補佐 あと、民間企業の社員のところででしょうか。

○事務局 失礼しました。26ページに「民間事業者の社員」という言葉がございます。厚労省の考えている、イメージしている内容の示す文言に修正しないと、誤解が生じる可能性がある、というところがございます。

辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 念のためでございます。今の部分で、恐らく26ページ以外に、12ページにもあるかもしれませんので、念のため申し上げておきます。

○事務局 そうですね。12ページの上のほうのb)ですね。こちらもあわせて文言を御検討いただければと思います。よろしいでしょうか。

○星室長補佐 承知しました。

○事務局 ありがとうございます。

そのほか、追加で御意見や御質問ございますでしょうか。よろしければ、古笛主査、お取りまとめをお願いいたします。

○古笛主査 ただいま、委員からの意見も踏まえ、事務局がまとめた件について、今後また検討させていただきたいと思いますので、本実施要項につきましては、厚労省におかれまして引き続き御検討いただき、本日の審議を踏まえ、実施要項についての必要な修正を行い、事務局を通して、各委員が確認した後に手続を進めさせていただきたいと思います。事務局はこの点、よろしくお願いいたします。

○事務局 分かりました。

○古笛主査 委員の皆様におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございませ

たら、事務局にお寄せください。

本日はこちらからは以上となります。ありがとうございます。

○事務局 どうもありがとうございました。

それでは、厚労省御担当の方々につきましては、御退室をお願いいたします。

○佐野室長補佐 ありがとうございます。

○星室長補佐 ありがとうございます。失礼いたします。

(厚生労働省 退室)

— 了 —